

河川敷の管理協定

この協定は、河川の自然を生かした利用と保全、河川管理の適正化を図るため、滋賀県が整備した河川敷の管理に關し河川管理者 滋賀県知事 國松 善次を甲とし、河川敷地管理者 長浜市長 清水 久行を乙として、甲乙間において次の条項により管理協定を締結する。

(対象とする地域)

第1条 この協定の対象とする地域は、
姉川右岸
長浜市今町地先 280.0mとする。

(管理の方法)

第2条 対象地域内の管理については、乙が責任をもって行うものとする。
ただし、対象地域における管理について、治水上または、利水上の観点から、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、このかぎりでない。

(管理の費用)

第3条 第2条の規定による管理に要する費用は、乙の負担とする。
ただし、甲自ら負担すべきものと判断する場合は、この限りでない。

(管理の委託)

第4条 乙は、対象地域内における河川敷の管理を第三者に委託することができる。
2 対象地域内において生じた河川管理上の障害については、前項の規定により管理の委託をした場合であっても、乙は、その障害を除去するため誠実に対処するものとする。

(雑則)

第5条 この協定に定めない事項または、疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ誠実に履行するものとする。

平成 // 年 // 月 // 日



甲：河川管理者 滋賀県知事 國松 善次



乙：河川敷地管理者 長浜市長 清水 久行

